

平成二十六年八月十日発行
皇學館論叢第四十七卷第四号
抜刷

研究ノ一ト

戦国末期における伊勢御師の継承

——村山文書を中心に——

小
林
郁

戦国末期における伊勢御師の継承

——村山文書を中心に——

小林 郁

□ 要 旨

近世に最盛期を迎えた伊勢御師については、今日に至るまで様々な角度から検証されており、多くの研究成果が蓄積されつつある。しかし、その形成・確立期とも言うべき中近世移行期の御師の実像については必ずしも明らかにされておらず、特に、当該期の御師の職相統については従来の研究でもあまり触られていない。

そこで本稿では、膨大に現存する外宮御師村山大夫の関連文書を再度読み解き、唯一残る村山大夫の系譜等から、御師の家督相統について抽出した。中でも、村山大夫がある時期を境に二つの諱を使い分けていたという事は非常に

興味深く、「神主家の継承」と「御師職の継承」の概念が分離していたということ、また、村山大夫自身が、神官と御師というそれぞれの「立場」をより強く意識していたことが読み取れる。

□ キーワード

伊勢御師 村山文書 御師職の継承 村山教馬家
福嶋伊豆家

一 はじめに

近世を中心として最も高揚をみた伊勢信仰と、爆発的に増加した伊勢参宮者を支えた伊勢御師については、大西源一氏の『参宮の今昔^①』と『大神宮史要^②』によって、広く世に知られるようになった。大西氏は『大神宮史要』の中で、慶長十年（一六〇五）に山田三方にて制定された「御師職式目」の内容の一部を紹介するとともに、中世末から近世にかけての伊勢御師の姿を概要的に記している。以降、今日に至るまで様々な角度から伊勢御師が検証されており、多くの研究成果の蓄積がされつつある。たとえば、新城常三氏による『新稿 杜寺参詣の社会経済史的研究^③』では、大西氏よりもさらに踏み込んだ研究がなされており、現時点においての伊勢御師に関する体系的、かつ基本的研究として評価されている。その他、総体的な研究としては、西山克氏が『道者と地下人^④』の中で、中世末から近世初頭における道者売券を網羅的に蒐集・検討することで、当該期の宇治・山田を「宗教都市」として位置付け、自治組織の構成員としての御師の姿を明らかにしている。また、窪寺恭秀氏の研究では、中世後期の伊勢御師の概要について論じられている^⑤。

戦国末期における伊勢御師の継承（小林）

一方、様々な側面に焦点を当てた研究も少なくはなく、久田松和則氏は九州地方の橋村大夫の師檀関係から当該地域における伊勢信仰の受容を検討し、御師による為替の利用とその流通については宮後三頭大夫の史料をもとに解明している^⑦。また、宮後三頭大夫の為替については、横山智代氏の研究もある^⑧。さらに、貨幣や金融などの経済的な側面では千枝大志氏の研究^⑨、宇治・山田の都市的な側面では船杉力修氏らの研究^⑩などがあり、中世から近世にかけての御師家別の研究では、橋村大夫・幸福大夫・宮後三頭大夫・龍大夫・宇治大夫などがある^⑪。

しかし、そうした研究の蓄積にも関わらず、いわゆる「近世的御師」の形成・確立期とも言うべき中世末から近世初頭の御師の実像については、必ずしも明らかにされていないのが実情である。もちろん、そこには史料的な制約があることも否めない。明治初期の廃業に伴う史料の散逸は膨大なものであったことは想像に難くなく、実際に伊勢御師に関する史料は全国各地に点在しており、未翻刻・未整理のものが大半である。このような状況が、当時の宇治・山田の経済力の要とも言うべき伊勢御師についての総体的な検討はもちろん、部分的な解釈さえ、未だ不十分であると言える。中でも、御師の家督相続についての研究は、御師職が如何にして継承されたかということを解明する糸口となり得る問題であるにも関わらず、未だに触れられ

ていない。

そこで、本稿では戦国期から続く伊勢御師の中から、従来あまり顧みられることのなかった外宮御師村山大夫をとり上げ、膨大な関連文書群や村山家の複雑な系譜を改めて見直し、そこから垣間見える御師職の継承について考察を加えていきたいと思う。

二 村山大夫と「村山文書」

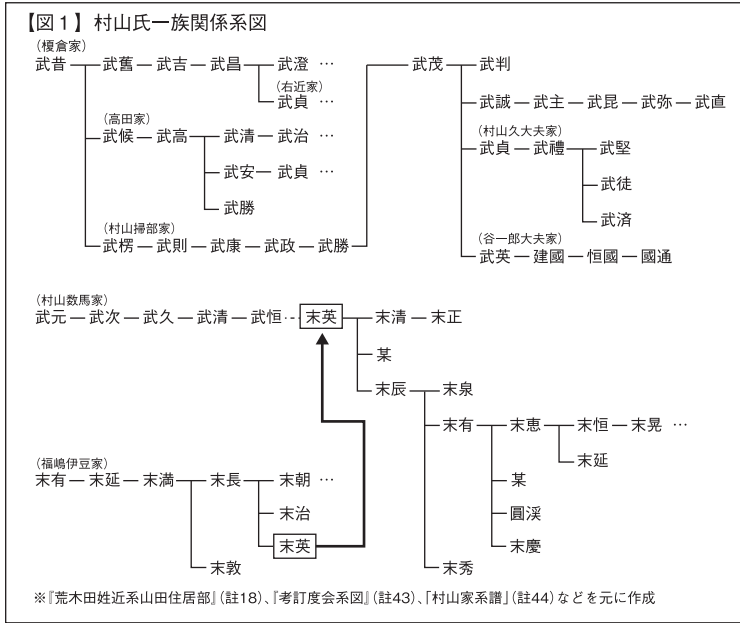
村山大夫に関する研究は、吉村宮男氏の「戦国時代における伊勢神宮と中国武将」¹⁵や恵良宏氏の研究報告¹⁶があり、さらに『伊勢市史』第二卷中世編¹⁷や新城常三氏の著書⁴の中で部分的に取り上げられている。しかし、その数は同じ外宮御師である橋村大夫などの研究と比べても決して多い方ではなく、未だ解明されていない点や、中には誤って解釈されている部分もある。そこで本章では、今までの村山大夫に関する研究をふまえた上で、まずは村山大夫とその一族を改めて概説するとともに、現在確認できる関連文書群の現状や所在を再確認しておきたい。

中世末に活躍した「村山」を名乗る外宮御師の家系は、「村山久大夫家」・「村山掃部家」・「村山数馬家」の三流存在し、もともとと同じ外宮御師である榎倉氏の一族である¹⁸。このうち、

「村山掃部家」は榎倉武昔の三男である武楞から始まっており、その息子に当たるのが、文明十八年（一四八六）の宇治山田合戦の折、山田側の首領となって北畠氏の軍事介入時に外宮へ放火し自刃した村山武則である¹⁸。また、「村山久大夫家」は「村山掃部家」から分かれた家で、武楞から五代後にあたる村山武茂の三男武貞を祖としており、元禄年間に絶家している¹⁸。残るもう一つの家系である「村山数馬家」は、先述した二家のようにはっきりとした出自・始祖は不明であるが、この数馬家こそ、今回の研究対象となる外宮御師村山大夫の一族である。（図1）

この「村山数馬家」の家系について、恵良宏氏は村山武則の家系である「村山掃部家」と混同して解釈している¹⁶。しかし、文政七年（一八二四）に編修された『荒木田姓近系山田居住部』を見る限り、文明年間以前の「村山掃部家」と「村山数馬家」の祖が一致しないことから、同じ村山氏でも明らかに別系統の家柄であることが分かる。（図1）

村山数馬家（以降、「村山大夫」と表記）は、現在の三重県伊勢市八日市場町の一角に居を構えていた外宮の御師であり、戦国大名毛利氏や小早川氏、さらにその家臣団を中心に檀家としていた。恵良氏によると、村山大夫の御師としての規模はそれほど大きなものではなく、家格は町年寄家であるが、御師の中でも中級の階層であつたとされている¹⁹。しかし、村山大夫が



毛利氏・小早川氏と師檀関係を築き始めた当時の檀家数は、近世期の村山大夫をはるかに上回るものであった。²⁰⁾これに対して吉村氏は、村山大夫は毛利氏の勢力発展に随伴する形で檀家の範囲を広げていったと解釈している。²¹⁾

次に、村山家に伝来した膨大な文書群「村山文書」を紹介しておきたい。当文書群は原本、もしくは写本という形で神宮文庫や山口県文書館等に所蔵されている。そのほとんどが毛利・小早川氏とその家臣団から村山大夫に宛てて送られた書状で、内容としては、御祓大麻や初穂料に関する礼状・祈祷の依頼・寄進状等が大半を占めている。山口県文書館には、『村山書状』²²⁾四十一冊、別冊『村山証文』²³⁾十五冊、更に天正九年(一五八二)から寛文十年(一六七〇)までの安芸国をはじめとする檀那帳¹⁶⁾三十六冊等があり、『村山書状』と『村山証文』に関しては、本文が省略されているものや、内容に若干異同があるものも含めると、一冊につき約六十〜七十通もの文書が収録されている。

この内、四十一冊から成る『村山書状』は、五冊目までは毛利元就を始めとする毛利一族の書状、六冊目以降は「いろは」順に分類した家来衆の書状が収められている。また、その他に檀那帳の一部や寄進された神領の覚書、更には、村山武恒や武慶といった村山大夫側の文書、神宮文庫に原文書が収められている「武慶萩滞留之覚書」²⁴⁾と「御和歌」²⁵⁾の写しや「村山家系譜」

も見受けられ、数少ない御師側の史料として貴重である。十五冊から成る『村山証文』も、同じように毛利一族や家臣団の書状が書き写されているが、所々『村山書状』に所収されている書状と重複している部分が見受けられる。さらに、立正大学に委託されている「桂家文書」にも、村山文書の原本・写しが何点か収められており、北原進氏は「長州藩士桂家文書」の中で「伊勢御使村山氏充文書」として紹介している。「村山書状」のうちにある桂家の文書と対照したところ、「村山書状」の中では省略されていた文書を含む一部の史料と内容が一致した。

また、村山文書の原本については、山口県文書館に村山武慶直筆のものと思われる覚書一通が所蔵されているほか、神宮文庫が所蔵する毛利元就・輝元らの書状約一四〇通が現存している。それらは、写本が『広島県史』で一部活字化されているほか、原文書については、神宮文庫所蔵の「村山文書」が『三重県史』資料編中世上下に採録されているが、毛利宗瑞（輝元）書状や村山氏旧蔵文書など、未翻刻の文書も少なからず残されている。その他としては、国立国会図書館所蔵の『広澤真臣閣係文書』内にある「波多野家文書」に六通と、『日本書蹟大鑑』第十四巻に掲載されている村山民部大輔宛て毛利輝元書状一通、皇學館大学佐川記念神道博物館所蔵の『御諸家御諸用御書之写』（伊勢御師村山家文書写）・『御諸家御書之写』（同上）各

一冊などがある。これらの写本・原本をすべて合わせると、村山氏に関連する文書数は約二二〇通以上に及び、写本内に残されている本文が省略されたものも含めると、総数約四〇〇通を超えるという膨大な文書群となる。

現在確認できる関係文書の多くは日付のみで年紀を欠くため、村山大夫がいつ頃から御師として存在していたかについて、明確な年代を特定するのは難しい。しかし、神宮文庫に所蔵されている原文書の中には、村山大夫の御師としての姿が確認でき、かつある程度年代特定の可能な文書がいくつか存在している。

為御嘉例、御祓并鬘斗送給候、畏悦候、将又 御神前江
在所寄進仕候、御祈念頼存候、就中到雲州国、大内義
隆乱入候、我等も遂在陣候、彼国之儀不日可為落去
候、尚期後喜候、恐々謹言

八月十五日

村山四郎大夫殿 御報

元就（花押）

右の文書は、村山大夫の檀那である毛利元就から、当時の村山家の当主であった村山四郎大夫武恒へ宛てた書状である。文書の中で、元就は武恒より送られてきた御祓大麻と鬘斗に対する礼と、神宮領として土地を寄進する旨を述べた後、毛利氏側で起こった戦乱の報告を行っている。文書は年紀を欠くが、

①出雲国の戦乱であること、②「大内義隆」の名が見えること、③「我等も遂に陣候」と毛利氏の参戦が明記されているということから、この書状が天文十一年（一五四二）の月山富田城の戦いの最中に発せられたものであることが推測できる。村山文書の中で、年号の記載が確認できる原文書は天文年間から元和年間までの約十数点であり、その中で最も古いとされるのが、天文十六年の「天野隆綱願文」⁽³⁶⁾である。しかし、再度村山文書を確認すると、実際には天文十一年のものとして推測される右記の書状が、現存する村山文書の中で最も古い文書である可能性が大きい。⁽³⁷⁾

恵良氏によると、毛利氏との師檀関係は天文年間から明確なものとなっており、特に天文十年の郡山城の合戦で毛利元就に御祓大麻を贈与して以来、急速に毛利氏及びその家臣団と密接になっていったとしている。⁽¹⁷⁾先述した「毛利元就書状」は、定期的にもその裏付けとなり得る文書であると言える。しかし、山口県文書館が所蔵する写本の中には、さらに早い時期での毛利氏との師檀関係を示す史料がある。「御神領之覚」と題した史料には次のようである。

一、三貫文在所石州阿須那之内ほたかい名、元就様御寄進、
天文四年七月二十五日

表題から、この史料が毛利氏側から神宮領として村山大夫に

戦国末期における伊勢御師の継承（小林）

寄進された土地の覚書きであることは間違いない。内容を見ると、石見国の阿須那にある三貫文分の「ほたかい名」を、毛利元就が天文四年（一五三五）七月二十五日に村山氏へ寄進していることが読み取れる。⁽³⁸⁾また、「村山書状」四十一冊のうちの「贈村山家返章 寺家付雜」⁽⁴⁰⁾の中には、檀那帳の一部が編年形式で書写されており、その中に小早川氏の一族である椋梨家の、天文四年付けの檀那帳がある。これら二つの史料は、同じ天文四年に記録されたものであるというだけでなく、一方は領主である毛利元就が領地を寄進し、もう一方は小早川氏の家臣である椋梨氏が、檀家として村山大夫の檀那帳に記録されているのである。すなわち、毛利一族・小早川氏とその家臣団は、天文四年の頃には既に村山大夫の檀家として認識されていたということであり、両者の師檀関係は、遅くとも天文年間の初期には築かれていたことになる。

従来の村山大夫の研究では、後述するが、当時の村山家の当主村山武恒が福嶋伊豆家の福嶋末英を養子に迎えた以降のことに重点が置かれ、武恒より以前の村山家についてはほとんど触れられていない。しかし、現在残されている村山家の系譜を見ると、天文四年時点の当主は武恒の父である武清であるため、少なくともこの武清の代には、既に「御師村山大夫」として存在していた。

このようにして、村山大夫は天文年間の初期から近世初頭にかけて、最盛期を迎えることになる。吉村氏は近世以降の村山大夫を、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いを境に檀所の規模は次第に縮小されていったとしているが、毛利氏やその家臣団との師檀関係は、毛利氏の領地が滅封された後も途切れることなく継続された。神宮文庫が所蔵している「安永六年外宮御師職諸国且方家数改寛」^⑭には、安永六年（一七七七）時点での村山大夫の檀家数が記録されており、当時の村山氏の規模を窺い知ることができる。この記録を見ると、檀那である九名の大名のうち五名が毛利氏（松平大膳大夫・毛利甲斐守・毛利大和守・毛利讃岐守・毛利阿波守）であり、檀家数も安芸国が一万軒、長門国が三千六百軒と突出して多く、総檀家数一万七千四百軒のほとんどが両国に集中していることが読み取れる。

近世以降の村山大夫の檀家は、このように地域的な範囲や数などには多少の変動は見られたものの、その大多数は毛利氏とその領域に住まう民衆が中心となっていた。また、村山大夫は最終的に明治四年（一八七一）の「神宮改革」による御師制度の廃止まで外宮の御師であり続け、明治十二年七月に制作された「旧師職総人名其他取調帳」^⑮にも、その時点で檀家数や御被大麻の配札数等が記録されている。以上のように、近世に確認される伊勢御師の全てではないが、少なくとも中世から存続

する御師家には、その成立期に形成された師檀関係がそのまま近世期にも継続される傾向にある。

三 村山数馬家系譜と家督相続

従来の伊勢御師に関する研究の主眼は、全国各地における伊勢信仰の浸透や師檀関係、更には為替などの経済的な側面や宇治・山田の都市的な側面といった、主に御師の周辺部に焦点を当てた研究が多い。しかし、一方で御師そのものに関する研究は比較的少なく、特に一族内における家督の相続に関しては、未だに究明されていないように思える。

中世から近世にかけて、宇治・山田の御師の中では、荒木田姓や度会姓の一族、及び別姓の家も含めて実に多様で複雑な姻戚関係にあり、年代が下るにつれて、一族の別家独立や他家との養子縁組などによりさらに複雑化していった。このことについては村山大夫も例外ではないが、中近世移行期頃の村山家の系譜には、当該期における御師の家督相続に関する示唆的な事例が見受けられる。本章では、先行研究で見落とされがちであった伊勢御師の姻戚関係に焦点を当て、問題となる中世末から近世初頭における村山家当主の系列を再確認し、従来注目されてこなかった伊勢御師の家督相続について抽出してみたい。

天文年間の比較的早い段階で村山大夫の外宮御師としての動きが顕著になり始め、近世に至ってもその姿が消滅することなく毛利氏等との師檀関係が存続され、最終的には明治初期の御師制度廃止を迎えるまで継続されたということは先述した。「旧師職総人名其他取調帳²⁰⁾」の記録には、御師制度廃止直後の村山大夫の檀家数や御祓大麻の配札数に加えて、次のような記述がある。

元師職 村山従五位武住

村山大夫 一株 士族 村山武住引受

八日市場町

士族 福島 末政

武住義明治十一年十二月二日死亡、跡相続人親戚協議中

これによると、当時の村山家の家長である村山武住が明治十一年（一八七八）十二月二日に死去し、相続人を親戚の中で協議している最中であつたことがわかるが、その引受人として、同じ八日市場町に在住している福島末政の名が記されているのである。なぜ、福島家の人間が、村山家の代表を一時的にでも引き受けているのであろうか。この事の関しては、中世末期に発生した、村山家の家督相続問題が背景にあると考えられる。

先述したように、村山数馬家流の村山大夫は、もともとは荒木田姓である榎倉氏の一族であつた。しかしここで注目すべき

戦国末期における伊勢御師の継承（小林）

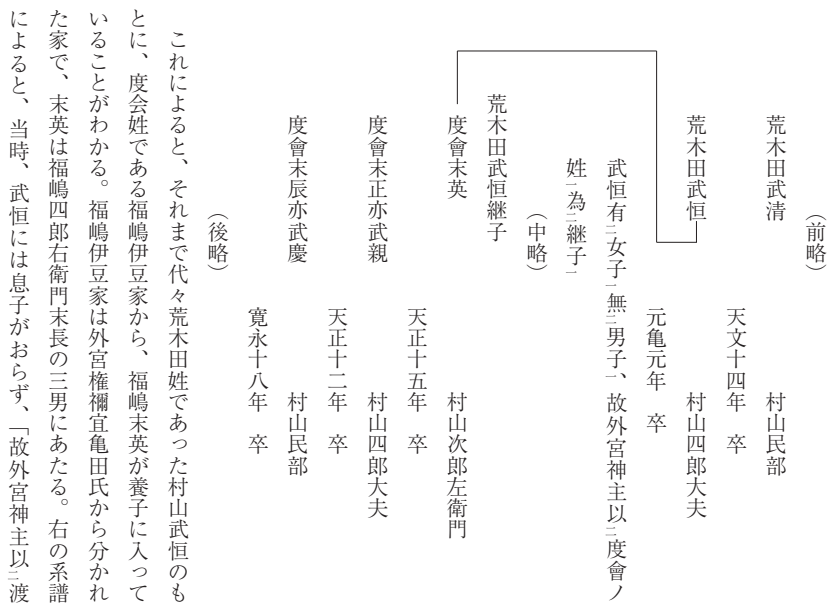
ことは、同じ榎倉氏の流れをひく村山掃部と村山久大夫の二家¹⁹⁾が、いずれも榎倉氏の姓と変わらず「荒木田」を称しているのに対し、数馬家流の村山家だけが、後に姓を「度会」に転じていることである。それ故に、「考訂度会系図⁴³⁾」には度会へと転じた後の村山大夫の系譜が掲載されているが、一方で文政十年（一八二七）の『荒木田姓近系山田住居部』には見当たらない。それどころか、なぜか荒木田姓を称していた頃の系譜も一切掲載されておらず、村山大夫が度会へ姓を転ずる武恒以前の系譜は、山口県文書館の所蔵する『村山家蔵証文』の中に記載されている、「村山家系譜⁴⁴⁾」のみとなっている。

数馬家流の村山家だけが荒木田の系譜に記載されていない理由は定かではなく、関連する史料も見当たらないため推測の域を脱し得ないが、おそらく当家が度会へと姓を転じたことを受けて、意図的に系譜から除外されたのであろう。吉村宮男氏は、『村山家蔵証文』に記載されている村山氏の系譜について、「不審の點があつて、これをその儘信することはできない¹⁶⁾」としているが、現在確認できる荒木田姓であつた当時の村山家の史料には限りがあるため、現時点では当系譜が唯一の村山系譜史料として位置付けられる。

『村山家蔵証文』内に写されている「村山家系譜」には、荒木田・度会両姓の村山家系譜が記されており、荒木田武元から

度会末見までの計十二人が名を連ねている。それぞれの名前の横には没年が記載されており、最初の武元は応安七年（一三七四）年とある。最後の末見には没年が明記されていないが、「考訂度会系図」によると、末見は宝暦七年（一七五七）十月二十五日に死去していることから、この系譜には、応安年間以前から宝暦年間までの、約四百年にわたる当主の名が記載されていることが分かる。また、末見の先代である末恒にも、息子と同様に没年が記されていない。このことから、当系譜は末恒から末見に家督が継承された後に作られた可能性があり、さらに、「考訂度会系図」では、末恒は享保二十一年（一七一六）正月九日に死去していることから、おおよそ享保年間に作成されたものと推測することもできる。

さて、この系譜では中世末から近世初頭の相続関係を、次のように記している。



會ノ姓「為繼子」と記載されていることから、末英は婿養子として武恒の後継となったと考えられる。よって、村山数馬家は武恒までは荒木田姓であったが、永祿年間頃に福嶋伊豆家からの養子を受け入れたことで、末英以降は姓を度会へと転じることとなり、明治に至っても福嶋家は村山家の中心的親戚として、旧師職の総人名取り調べの際、村山数馬家当主の代理人として署名したものと判断される。

末英が養子となった後、なぜ村山数馬家が従来の「荒木田」でなく、福嶋家側の「度会」に姓を転じたのかについて、明治期に編纂された『神都の旧家』⁽⁴⁵⁾では次のように記載されている。

八日市場ノ村山ハ元福嶋姓ナリシカ、文明ノ此下中之郷村山掃部武則カ智ト成リテ称号ヲ改メタリト云々、故ニ八日市場ノ村山ハ度会姓、下中之郷ハ荒木田姓ナリ、昔時武則ト同姓ナルハ人モ眉目ナリト為タル事ナリトナリ

つまり、八日市場の村山数馬家はもともと福嶋を称していたが、文明年間に村山武則の婿となったことから村山姓となったとし、本来ならば「武恒」であるところを「武則」と置き換えているという、系譜とは違った表記がなされている。もともと、これは幕末から明治にかけて記された後世の見解であるため、信憑性に問題のあることは言うまでもない。よって、村山数馬家がなぜ荒木田姓の家ではなく、わざわざ度会姓の福嶋伊

豆家から養子をとったのかという事のはっきりとした理由については、現時点では不明であると言わざるをえないのが実情である。

次に注目したいのが、「村山家系図」にある末英以降の当主系列である。系譜には、末英の次に「末正」「末辰」の名が見え、さらに個々の名前の下には「武親」「武慶」という別の名が記されている。「武」の字は榎倉氏、つまり村山一族の通字であるので、末正・末辰は度会の一族でありながら、わざわざ荒木田姓の村山氏の名前も名乗っていることになる。それに対し、村山武恒の養子である末英やその息子の末清には「武」の通字を用いた名は無く、そのままあたかも福嶋家の人間であるかのように生涯を終えている。この、末正・末辰と末英・末清の違いは何であろうか。まずは、末正と末辰について見ていきたい。

末正は末英の孫にあたり、天正年間の前半に「村山四郎大夫武親」という名で御師を務めていた人物である。『村山書状』の中に所収されている天正九年の檀那帳を見ると、末正は自らの事を「荒木田武親」と称している。

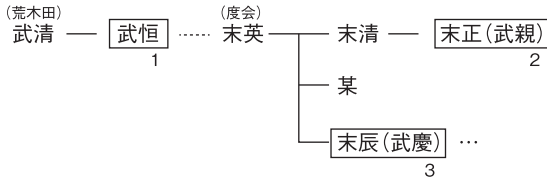
藝州吉田沼田中郡御祓賦帳

太神宮御師

村山四郎大夫

天正九年辛巳十二月十二日

【図2】村山数馬家の家督相続関係図



※名前の枠は、その者が御師職を継承していることを表すものである。
 ※武清に関しては現時点で御師職を継承していることが明確に分かる文書が確認できていないため、取えて省くこととする。
 ※名前の枠の下部にある数字は、御師職を継承した順番を表すものである。

荒木田武親（花押影）

系譜上では、末英が武恒の養子となった正確な年号はわからないが、少なくとも末正が村山大夫を襲名したのは、村山数馬が度会姓へ転じた後であったことは間違いないため、史料上の

天正九年の時点では、当然

ながら姓は度会である。ところが武親は、本来ならば度会姓を名乗るところを、あえてもともとの姓であった荒木田を称したということである。そのためか、『考訂度會系図』の福嶋伊豆家の系譜には、末正の名が見当たらない。⁽⁴⁷⁾

次に、末英の三男である末辰は、末正が没した後の天正後半から寛永年間まで御師を務め、「村山遠江守武慶」や「村山民部大輔武慶」などと称していた。末辰は末正の叔父にあたり、

末正が予想以上に早く死去してしまったために、御師としての村山数馬家を継いだものと思われる。つまり、この時の御師村山大夫の家督継承は、武恒から曾孫の武親（末正）へ、武親から叔父の武慶（末辰）へという、少々複雑な経路を辿ったことになる。（図2）

末辰も末正と同じく度会の一族であり、山口県文書館が所蔵する天正十九年（一五九二）三月十八日付の末辰直筆の覚書には、目下に「村山武慶」と書かれ、当人の花押も据えられている。これはつまり、末辰も末正と同様に荒木田姓を称し、家督継承後には村山家の人間として振る舞ったということになるのだが、神宮の遷宮記録の中には、末辰に関する興味深い史料がある。

『神宮遷宮記』⁽⁴⁸⁾にある外宮の「正遷宮次第行事」には、神宮の式年遷宮に関する諸事や諸祭に携わった神主の名が記録されている。その戦国末から近世初頭にかけての記録によると、福嶋末辰も他の神宮と同じように、外宮権欄宜として名を連ねている。天正十三（一五八六）年十月十五日の項目には、「次御鞍二口、左權神主末辰、村山^{○御巫本、村山之下、朱註、遠江}」とあり、同様に、慶長十四年（一六〇九）九月二十七日の記録には「權神主末辰、村山^{○御巫本、村山之下、朱註、遠江}」、さらに、慶長十七年十二月二十四日の「土宮遷宮次第行事」の記録には「左權神主末辰、村山遠江」と記載さ

れている。末辰はある時期から「村山遠江守」を名乗ったが、末正の名は神宮遷宮記録中には見出せないことも、注目すべきことであろう。

末正が死去したのが天正十二年のことなので、末辰は少なくとも天正十三年には外宮御師の村山武慶として、村山家の当主となっていたと思われる。残念ながらその裏付けとなる史料は現時点では見当たらないが、天正十九年の覚書からすれば、当時末辰が家督を継承していたことは確実である。ましてや、それ以降の記録である慶長十四年及び十七年の頃に関しては言うまでもない。つまり、右に記した史料の示す年号の段階で、末辰は既に村山大夫を襲名していたにもかかわらず、遷宮の諸祭では福嶋家の人間として名を連ねていたのである。これはすなわち、末辰は遷宮などの神事においては、「村山」を称しながらも外宮権称宜の福嶋家としての「末辰」の名を名乗ると同時に、御師としては「武慶」の名を称していたということになる。

末辰が福嶋家と村山家の名を同時に称することになった理由は定かではないが、おそらく、神事においては由緒正しい度会一族である福嶋家の人間でなければならず、一方では村山武恒から続く檀家との関係から、「御師村山大夫」の顔でなければならなかったのではないかと考えられる。すなわち、福嶋末辰もとい村山武慶は、伊勢神宮における神事を執り行う外宮神

戦国末期における伊勢御師の継承（小林）

主としての側面と、毛利・小早川氏等を檀家とした伊勢御師としての側面の二面性を持ち、時と場合に応じて使い分けていたと考えられる。

ひとつの御師が何らかの事情で他家の御師に吸収合併される時、吸収される側の御師の肩書を残すことは近世にもよく見られるが、末辰の事例を見る限り、福嶋家はあえて旧来の村山の檀家を吸収せずに、あくまで「村山大夫」という名を継ぐ形で師檀関係を崩さずに残したということになる。末正と末辰の事例は、その先駆けであると言えるのではないだろうか。

ところで、末正と末辰はそれぞれの形で家督を継承したが、村山武恒の養子となった末英とその息子である末清については、先の二名のように名を変えることなく、あたかも福嶋家の人間であるかのように生涯を終えたということは先述した。本来ならば、養子ではあるものの、末英は武恒の直接的な後継であるので、系図の通りに家督である御師職をも継承するはずである。しかし、現在確認できる村山大夫の文書群からは末英・末清に関する史料はなく、『村山家蔵証文』にある「村山家系譜」の中には末英の名は見えるが、名前の下には「村山次郎左衛門」とあるだけで大夫名はなく、末清に関しては村山姓の名前すら載っていない。これは、どういうことであろうか。

村山武恒が死去するのが元龜元年（一五七〇）のことである

ので、末正が御師職を継承するのはその直後から翌年の間であると推察できるが、少なくとも檀那帳に記録されている天正九年（一五八一）の時点で継承していることは確実である。一方、「考訂度会系図」によると、末英は天正十五年、末清は天正十年にそれぞれ死去している。つまり、末正が御師職を継承した頃には末英と末清は健在であり、武恒以降の御師職は、末英・末清兩名には継承されずに、そのまま武恒の曾孫にあたる末正に渡っていたのである。

以上の村山家における家督相続の事例から、御師職の継承は必ずしも世襲制であったというわけではなく、ある程度人選されていた可能性が見出せる。このことは福嶋家側・村山家側双方の系図にも表れており、「考訂度会系図」には末英以降の福嶋伊豆家の家系相続が事細かく記されているが、「村山家系譜」には末英を除く御師職を継承した者の名前のみが記されている。つまり、「考訂度会系図」が福嶋伊豆家の「神主家の継承」を表しているのに対し、「村山家系譜」は外宮御師村山大夫の「御師職の継承」を表しているのである。よって、伊勢御師の内部において、御師職の継承は必ずしも世襲制に法るものではなく、「神主家の継承」と「御師職の継承」の概念は別々であったということであり、それが後に、御師の職自体が「御師株」という一種の売買の対象物になるということに繋がる可能性を

も示していると思われる。

四 おわりに

以上、村山大夫の膨大な文書群を中心に、従来あまり触れられてこなかった戦国末から近世初頭における伊勢御師の家督相続について考察した。村山数馬家の複雑な系譜と荒木田氏・度会氏それぞれの系図を比較し、更に、遷宮関係の神事の記録や村山文書の一部とも合わせて検討することで、御師職継承に関する新たな見解・問題を見出せたと思う。

村山武慶、すなわち福嶋末辰の場合、外宮権祢宜の福嶋家としての名と、御師村山大夫としての名を、時と場合にに応じて使い分けていた。このことは、御師職の継承が必ずしも世襲制に法るものではなく、「神主家の継承」と「御師職の継承」の概念が既にある程度乖離していたということを示している。そして、ここで特に注目できるのは、末辰はそれぞれの立場に合わせて、実名まで変えているという事である。

先に挙げた「正遷宮次第行事」には、外宮の遷宮に携わる神官のひとりとして、彼は「末辰」という福嶋家としての名で記録されている。これは、外宮の神事を執り行う神主の立場として、末辰はあくまで外宮権禰宜福嶋家の人間でなければならな

かったという事である。反対に、神宮御師である村山大夫の家督を継承した立場であるからこそ、やはり末辰は村山家の人間として「武慶」でもいなければならなかったのである。「神主家の継承」と「御師職の継承」の分離は、近世における「御師株」の成立との関連において注目される場所であるが、御師銘だけではなく諱まで使い分けていたところに、「立場の継承」がより強く意識されていたことが示されていると言えよう。

しかし、今回指摘できた点は、中近世移行期における伊勢御師のほんの一面に過ぎず、未だに解明されていない点も多く残されている。中でも、祈禱権に関わる問題は、御師間での御師職の移動を考える上でも、家と立場の継承とも関わって重要な視点である。荒木田・度会以外の御師が、いかにして「御師」たりえたのか。今後の課題としたい。

註

- (1) 大西源一『参宮の今昔』神宮教養叢書三(神宮文庫、一九五六年)
- (2) 大西源一『大神宮史要』(平凡社、一九六〇年)
- (3) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』(瑞書房、一九八二年)
- (4) 西山克『道者と地下人―中世末期の伊勢―』(吉川弘

文館、一九八七年)

- (5) 窪寺恭秀「中世後期に於ける神宮御師の機能と展開について」(『皇學館大学神道研究所紀要』二十一、二〇〇五年)
- (6) 久田松和則「九州地方に於ける伊勢信仰の受容と展開」(『皇學館大学神道研究所紀要』十二・十三、一九九六・一九九七年)
- (7) 久田松和則「伊勢御師の為替と流通―新史料・宮後三頭太夫文書『つくしノかハシ日記』を加えて―」(『皇學館大学神道研究所紀要』二十、二〇〇四年)
- (8) 横山智代「中世末期の伊勢御師の為替―宮後三頭太夫を中心に―」(『日本女子大学大学院文学研究科紀要』七、二〇〇一年)
- (9) 千枝大志「中近世伊勢神宮地域の貨幣と商業組織」(岩田書院、二〇一一年)
- (10) 船杉力修「戦国期における伊勢神宮外宮門前町山田の形成」(『歴史地理学』四十三、一九九七年)、伊藤裕偉・藤田達生編『都市をつなぐ』中世都市研究十三(新人物往来社、二〇〇七年)
- (11) 恵良宏「享祿五年の「中国・九州御被賦帳」について―中世防長の伊勢信仰史料―」(『宇津工業高等専門学校研究報告』二十、一九七五年)、小西瑞恵「戦国期におけ

戦国末期における伊勢御師の継承(小林)

- る伊勢御師の活動―橋村氏を中心に―」〔大阪樟蔭女子大学論集、一九八八年〕、吉田吉里「外宮御師橋村一族について―中世末期、北部九州に於ける勢力拡大を中心として―」〔神道史研究〕四十五四、一九九七年、前掲註(7)
- (12) 窪寺恭秀「伊勢御師幸福大夫の出自とその活動について―中世末期を中心に―」〔皇學館史学〕十四、一九九九年
- (13) 外山信司「龍大夫文書」にみる戦国期佐倉の伊勢信仰〔中世房総と東国社会〕中世東国論四、岩田書院、二〇一二年
- (14) 逸見大悟「伊勢御師からみた戦国時代後期の信州情勢―しなの、国道者之御祓くはり日記」を読んで―」〔信濃〕〔第三次〕五十八一十、二〇〇六年
- (15) 吉村宮男「戦国時代に於ける伊勢神宮と中国武将―村山書状並びに同檀那帳の紹介―」〔社会経済史学〕八十二、一九三九年
- (16) 恵良宏「慶長十五年の伊勢御師 村山武慶―萩滞留之覚書―」〔山口県地方研究史〕五十四、一九八五年、「中世の御師の活動」〔伊勢国の歴史〕、皇學館大学出版部、一九八五年
- (17) 『伊勢市史』第二卷中世編(伊勢市、二〇一一年)
- (18) 『荒木田姓近系 山田居住部』(東北大学、狩野文庫所蔵、狩第三門六一六一号)
- (19) 前掲註(16) 恵良氏は村山氏の家格を町年寄家であるとした後、「二百余家ある町年寄家の内十七家の内宮権柄直に任せられる家であったから中級の家格だが、三方会合に属して山田の町政の中心になるには至らなかった階層といえる。」と述べている。
- (20) 前掲註(15)、前掲註(16) 村山氏の檀家数について、吉村氏・恵良氏は共に中世末にはかなりの勢力であったのが、近世になると衰えていったとしている。
- (21) 前掲註(15) 吉村氏も、村山氏の勢力拡大は「毛利氏の発展に随伴するものであった」としている。
- (22) 『村山書状』全四十一冊(山口県文書館所蔵、毛利家文庫五十七御什書)
- (23) 『村山証文』全十五冊(山口県文書館所蔵、毛利家文庫二十七諸家三十八)
- (24) 『武慶萩滞留之覚書』(神宮文庫所蔵、第一門一三〇三八号) 本文書は村山武慶(福嶋末辰)が萩に滞留した時の覚書であり、所々日を欠くが、慶長十四年(一六〇九)十二月二十九日〜同十五年四月二十四日までの、約四ヶ月間に

わたる現地での出来事が記録されている。また、閏二月二十日・二十四日・三十日の条を見ると、御城山・御書院・洞春寺（現在の山口県山口市水の上町に所在）で花見が催され、詠歌と謳舞が行われたという記録がある。

- (25) 「御和歌」（神宮文庫所蔵、第一門一三〇三八号）村山武慶と宗瑞や就隆をはじめとする毛利家の面々が詠んだ和歌が書かれている。日付からして、「武慶菽滞留之覚書」にある三日間に催された花見の中で詠まれたものと思われる。また、『村山証文』のうち十五冊目の『御詠草之写』にも写しがある。

- (26) 北原進『長州藩士桂家文書』（立正大学経済研究所、一九七九年）

- (27) 前掲註（24）。恵良氏は前掲註（16）の中で、「武慶の筆か否かは明らかではない」としている。

- (28) 『広島県史』古代中世資料編V（広島県、一九八〇年）

- (29) 『三重県史』資料編中世1—下

- (30) 「村山文書」（神宮文庫所蔵、第一門一五二二四号）

- (31) 「村山大夫旧蔵文書」（神宮文庫所蔵、第一門一六〇〇〇号）

- (32) 「波多野家文書」（『広澤真臣関係文書』、国立国会図書館蔵）

戦国末期における伊勢御師の継承（小林）

- (33) 「毛利輝元書状」（『日本書蹟大鑑』第十四卷、一九七九年、八十号）

- (34) 「御諸家御諸用御書之写」（伊勢御師村山家文書写）、『御諸家御書之写』（同上）各二冊（皇學館大学佐川記念神道博物館所蔵）

- (35) 八月十五日付「毛利元就書状」（神宮文庫所蔵、第一門一三〇三八号）本文書については、『三重県史』資料編中世1—下に所収。

- (36) 十月二十五日付「天野隆綱寄進状」（神宮文庫所蔵、第一門一三〇三八号）本文書については、『三重県史』資料編中世1—下に所収。

- (37) 恵良氏は前掲註（16）の中で、「現存の年代も天文十六年の天野隆綱願文（天野隆綱寄進状）を最古」としている。

- (38) 「御神領之覚」（『贈村山家證文』『村山書状』四〇、山口県文書館所蔵、毛利家文庫五十七御什書）

- (39) 本史料の引用部は、あくまで現時点で確認できる毛利氏との師檀関係の初見を示すためのものであり、前後には元就に限らず様々な人物の神領寄進が記録されている。箇条書きにされている寄進の年号に統一性がなく年代の順も不規則であるので、恐らく寄進地の未納分を確認するため、後世に記録されたものであろう。また、引用部の後ろ

には「右之当所不_レ納所」とあることから、当神領は未納分として村山側によって記録された可能性が高い。

(40) 「天文四年之帳」(『贈村山家返章 寺家付雜』「村山書状」三十九、山口県文書館所蔵、毛利家文庫五十七御什書)

(41) 「安永六年外宮御師職諸国旦那家数改覚」(『神宮御師資料―外宮篇四―』、皇學館大学史料編纂所、一九八六年) なお、村山掃部家・村山久大夫家の檀家数も収録されている。

(42) 「旧師職総人名其他取調帳」(『神宮御師資料―外宮篇一―』、皇學館大学史料編纂所、一九八二年)

(43) 「考訂度会系図」八(『神宮欄宜系譜』神宮古典籍影印叢刊五一、一九八五年)

(44) 「村山家系譜」(『村山家蔵証文』「村山書状」四十一、山口県文書館所蔵、毛利家文庫五十七御什書)

(45) 『神都の旧家』(神宮文庫所蔵、第六門一九六四号)

(46) 「村山家檀那帳 目録天正九年付欄帳」(『村山書状』四十一、山口県文書館所蔵、毛利家文庫五十七御什書)

(47) 前掲註(43) 福嶋伊豆家系譜の空白部分に別の系譜があり、そこには「村山武親」として末辰の名が記載されている。おそらくこの系譜は、武恒以降の御師職継承の順番を意識して書かれたものであると思われる。

(48) 『神宮遷宮記』第四卷「外宮遷宮記(下)」(神宮司庁、一九三二年)

(49) 「正遷宮次第行事」天正十三年十月十五日付(「外宮遷宮記(下)」『神宮遷宮記』第四卷)

(50) 「正遷宮次第行事」慶長十四年九月二十七日付(「外宮遷宮記(下)」『神宮遷宮記』第四卷)

(51) 「土宮遷宮次第行事」慶長十七年十二月二十四日付(「外宮遷宮記(下)」『神宮遷宮記』第四卷)

【編輯委員会註】

本稿は平成二十四年度皇學館大学人文學會奨励賞受賞論文である。

(こばやし かおる・皇學館大学大学院生)